

愛知県手話通訳者派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「地域生活支援事業実施要綱」という。）に定める専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業のうち、手話通訳者派遣の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象者)

第2条 手話通訳者の派遣を受けることができる者は、愛知県内に住所を有する、聴覚、言語機能、音声機能その他障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（地域生活支援事業実施要綱に定める市町村地域生活支援事業の意思疎通支援事業の適用を受ける者を除く。以下「聴覚障害者等」という。）とする。

(費用負担)

第3条 手話通訳者の派遣を受ける者の費用負担は無料とする。

(派遣の申込)

第4条 手話通訳者の派遣を希望する聴覚障害者等は、原則として7日前までに「手話通訳者派遣申請書」（様式1）により、知事（ただし、手話通訳者派遣事業を知事が適当と認めた法人に委託する場合にあっては受託団体の長。（以下「受託団体の長」という。））に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(派遣の範囲)

手話通訳者の派遣は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものであって、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野及び市町村域を越える場合など当該市町村派遣事業での対応が困難であると認められる場合、その他知事が特に必要と認める場合とする。

(派遣の決定)

第6条 知事又は受託団体の長は、聴覚障害者等から派遣の申請があった場合には、その必要性を検討の上速やかに派遣するか否かを決定し、「手話通訳者派遣決定通知書」（様式2）又は「手話通訳者派遣却下通知書」（様式3）により申請者に通知する。

2 知事又は受託団体の長は、手話通訳者を派遣することを決定した場合には、「手話通訳者派遣依頼書」（様式4）により、手話通訳者に依頼する。

(活動報告)

第7条 手話通訳者は、派遣活動終了後速やかに、「手話通訳者活動報告書」（様式5）を知事又は受託団体の長に提出する。

(手当の支払)

第8条 知事又は受託団体の長は、「手話通訳者活動報告書」の提出があったときは、別に定める手当を支払うものとする。

(手話通訳者の登録)

第9条 手話通訳者の登録を受けようとする者(手話通訳者全国统一試験に合格した者に限る。)は、知事又は受託団体の長に「手話通訳者登録申請書」(様式6)を提出するものとする。

(手話通訳者登録証)

第10条 知事は、手話通訳者に手話通訳者登録証(様式7)を交付するものとする。

(登録期間)

第11条 登録の有効期間は、登録の日の属する年度の末日までとする。ただし、本人の申出により更新することができる。

(登録事項変更の届出)

第12条 登録を受けた手話通訳者(以下「登録通訳者」という。)は、登録事項に変更があった場合、遅滞なく知事又は受託団体の長に届け出なければならない。

(手話通訳者の義務)

第13条 登録通訳者は、各種の研修に参加するなど常に手話技術等の向上に努めるとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 手話通訳活動を通じて得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 通訳活動中に問題が生じた場合は、速やかに知事又は受託団体の長に報告しなければならない。

(登録の取消)

第14条 知事は、登録通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 本人の申出があったとき

(2) 通訳活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 通訳活動を怠り、又は登録通訳者としての義務に違反したとき

(4) 登録通訳者たるにふさわしくない行為のあったとき

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要領は、平成14年4月24日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月9日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。